



マイナちゃん

# 平成27年10月5日 マイナンバー制度スタート

今年10月以降、住民票の住所地に  
あなたの「マイナンバー」をお知らせします※

※住民票の住所地にご自身のマイナンバーが  
記載された「通知カード」が送付されます。

やむを得ない理由により住民票の住所地で  
受け取ることが出来ない方※は居所情報登録申請書を

登録は  
お早めに

..... **8月24日~9月25日** (持参  
又は  
必着) .....

に住民票のある住所地の市区町村に持参又は郵送してください



## ※ 申請が必要な方

東日本大震災による被災者で  
住所地以外の居所に避難されている方



DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で  
住所地以外の居所に移動されている方



一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に  
入院・入所されている方




申請が認められた方は、登録された居所にあなたの「マイナンバー」をお知らせします。

申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ  
([http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/))  
などで入手又はダウンロード頂けます。

マイナンバーのお問合せは、  
コールセンター[全国共通ナビダイヤル] **0570-20-0178**  
もしくは、住民票の住所地の市区町村にお問合せください

マイナンバー

9:30~17:30  
(土日祝日  
年末年始を除く)

 **総務省**  
Ministry of Internal Affairs and Communications

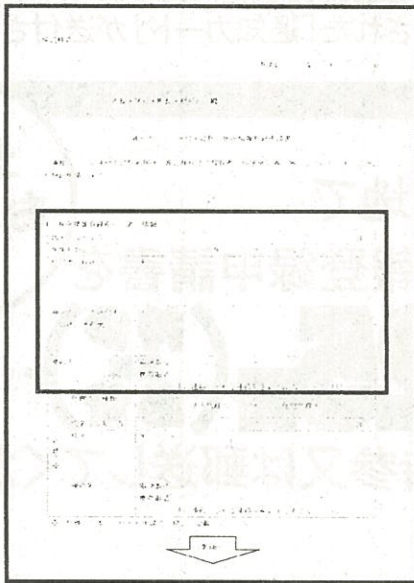


# 住民票の住所地以外の居所にお住まいのみなさまへ 申請をお願いします

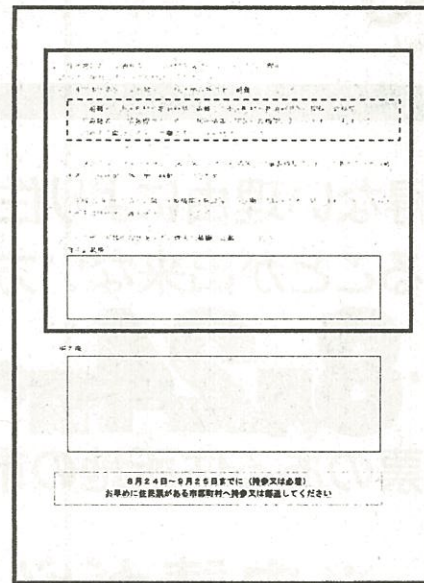
## ！ 居所情報登録の申請方法

「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」を入手し、氏名、居所、やむを得ない理由などの情報を記入してください。

申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/))、相談機関等(配偶者暴力相談支援センター、警察署、法テラスなど)で入手又はダウンロード頂けます。



表面



裏面

**Step 1** 氏名、住民票の住所、  
居所の所在地、連絡先などを記入

**Step 2** やむを得ない理由などの情報を記入

### <提出書類>

申請書

### <添付書類>

申請者の本人確認書類(運転免許証など)

居所に居住していることを証する書類(公共料金の領収書など)

代理人の代理権を証明する書類(委任状など)〔代理人が申請する場合〕

代理人の本人確認書類(運転免許証など)〔代理人が申請する場合〕



マイナちゃん

上記の書類を添付した申請書を  
平成27年8月24日から9月25日までに(持参又は必着)  
住民票のある市区町村に持参又は郵送してください。

※ 政令指定都市に住民票がある方は、区役所に持参又は郵送してください。